

○ 公表対象要件に該当する契約先についての公表様式

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、次の要件に該当する契約先について、契約先の協力を得て、各契約ごとに、当機構ＯＢの再就職に係る情報及び当機構との取引に係る情報を公表するものです。

（公表対象の要件）

- ①総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が3分の1以上である。
- ②当機構の役員経験者が再就職している、又は当機構の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

随意契約による契約【令和6年9月分】

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約締結日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	契約金額 (百万円)	当機構ＯＢの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備 考 (当該契約が1 者応札・1者応 募であったか 等)
					再就職者の 人数	現在の職名	当機構での最終職名	取引高(百万円)	取引割合	
令和6年度小規模修繕工事（埼－１－１）	令和6年9月18日	日本総合住生活（株） 東京都千代田区神田錦町１－９	3010001033375	4,288百万円	4人	代表取締役社長 専務取締役 常務取締役 取締役	副理事長 中部支社長 中部支社長 本社技術・コスト管理部担当部長	134,308百万円	2/3以上	1者応札等
令和6年度小規模修繕工事（埼－２－１）	令和6年9月18日	日本総合住生活（株） 東京都千代田区神田錦町１－９	3010001033375	2,283百万円	4人	代表取締役社長 専務取締役 常務取締役 取締役	副理事長 中部支社長 中部支社長 本社技術・コスト管理部担当部長	134,308百万円	2/3以上	1者応札等
令和6年度小規模修繕工事（埼－４－１）	令和6年9月18日	日本総合住生活（株） 東京都千代田区神田錦町１－９	3010001033375	2,590百万円	4人	代表取締役社長 専務取締役 常務取締役 取締役	副理事長 中部支社長 中部支社長 本社技術・コスト管理部担当部長	134,308百万円	2/3以上	1者応札等
令和6年度小規模修繕工事（埼－５－１）	令和6年9月18日	日本総合住生活（株） 東京都千代田区神田錦町１－９	3010001033375	2,607百万円	4人	代表取締役社長 専務取締役 常務取締役 取締役	副理事長 中部支社長 中部支社長 本社技術・コスト管理部担当部長	134,308百万円	2/3以上	1者応札等
令和6年度小規模修繕工事（埼－８－１）	令和6年9月18日	日本総合住生活（株） 東京都千代田区神田錦町１－９	3010001033375	2,814百万円	4人	代表取締役社長 専務取締役 常務取締役 取締役	副理事長 中部支社長 中部支社長 本社技術・コスト管理部担当部長	134,308百万円	2/3以上	1者応札等

※1 「当機構ＯＢの再就職に係る情報」の各欄には、契約締結日時点の情報を掲載しています。
※2 「当機構との取引に係る情報」の「取引高」欄には、契約締結時点での契約先の直近の財務諸表の対象事業年度における当機構との取引高を、「取引割合」欄には、当該事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合につき、1/3以上1/2未満、1/2以上2/3未満、または2/3以上のいずれかに該当するかを掲載しています。